

平成 16 年 2 月府議会定例会

請願文書表

## 平成 16 年 2 月定例会請願書受理一覧表

調査課

付託委員会名	件数	備考（分割したもの）
総務常任委員会	—	
厚生労働常任委員会	2	
文教常任委員会	—	
農林商工常任委員会	1	
建設常任委員会	—	
警察常任委員会	—	
計	3	

受 理 番 号	第 340 号	受理年月日	平成16年 3月10日	付託委員会	厚生労働常任委員会
請 願 者	日本労働組合総連合会京都府連合会（連合京都） 会長 木戸 美一	紹 介 員	橋 健 渕 五十 野 生 大 征 田 卓 大 中 田 千 北 翟 武 佐 岡 は 岡 る 田 祥 川 公	山 岩 島 尾 村 健 熊 松 中 北 上 中 小 路	本 谷 岡 島 尾 村 健 哲 保 明 茂 崇 吾
件 名	基礎年金の国庫負担割合 2分の1への早急引き上げと抜本改革の実現に関する請願				
要 旨	これまで、年金制度は見直しの度に「給付削減と保険料アップ」が繰り返されてきた。そのことが、国民の年金に対する不信・不安感を高めている。				
	その結果、国民年金の保険料未納者が増大しており、こうした制度の「空洞化」は、将来、年金を受給できない無年金者や低年金者を増大させる恐れがある。				
	公的年金制度に対する国民の信頼を回復し、将来にわたり安心と信頼の持てる制度を確立するためには、2000年の国民年金法附則にあるとおり、基礎年金の国庫負担割合を早期に引き上げることが不可欠である。また、国民年金の空洞化を解消し、皆年金制度の確立を図るため、基礎年金等の抜本改革は喫緊の課題である。				
	以上の観点に立ち、次の事項について、地方自治法第99条の規定による意見書を採択され、関係機関に送付されるよう請願する。				
1	基礎年金の国庫負担割合を、現行の3分の1から2分の1に、早急に引き上げること。				
2	国民年金の「空洞化」を解消し、国民皆年金制度を確立するため、国民的論議の下に基礎年金等の抜本改革を行うこと。				

受 理 番 号	第 341 号	受 理 年 月 日	平成 16 年 3 月 10 日	付 託 委 員 会	厚 生 労 働 常 任 委 員 会			
請 願 者	全日本年金者組合京都府本部 執行委員長 井 川 定 雄	紹 介 議 員	西 脇 郁 子 光 永 敦 彦					
件 名	年金改悪に関する請願							
要 旨	今国会に提出された年金改革法案は、大幅な保険料の引き上げ、マクロ経済スライド制を導入して、年金給付を自動的に切り下げるという重大な内容が含まれている。							

このままでは年金への不信は一層広がり、年金保険料の未払いが増えることは確実と言わねばならない。年金制度を維持することができない重大な事態が生まれる可能性も広がり、政府の責任が問われることになる。国民が高齢期を迎えて安心して暮らせるように、社会保障としての年金制度を重視する必要がある。

憲法25条は、「国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めねばならない」と定めている。

については、この立場で国が年金制度を充実するように、次の事項について国に意見書を提出されるよう請願する。

- 1 2004年の年金改革に当たっては、保険料の引き上げ、年金の引き下げなど、これ以上の年金改悪を行わないこと。
- 2 公的年金控除の縮小・廃止など、年金への課税強化を行わないこと。
- 3 基礎年金の国庫負担を2分の1に引き上げること。その財源は消費税に求めないこと。
- 4 年金積立金を株式投資に使わないこと。過大な積立金は保険料の引き下げと給付の改善に活用すること。
- 5 全額国庫負担による「最低保障年金制度」を作り、すべての高齢者が安心して暮らせるようにすること。

受 理 番 号	第 339 号	受理年月日	平成16年 3月10日	付託委員会	農林商工常任委員会
請 願 者	京都府農業会議 会長 草木慶治	紹 介 員		清水 鴻一郎 西田昌司 北岡千はる	角替 豊 上田秀男
件 名	中山間地域等直接支払制度の継続・充実に関する請願				
要 旨	平成12年度から実施されている中山間地域等直接支払制度は、平成16年度で最終年度を迎える。この制度は、農業の担い手の高齢化や減少が進む中山間地域において、農地や農道・水路などの地域資源の保全や集落機能の維持を図る上で大きな役割を果たしている。				

農地の保全とその有効利用に取り組む農業委員会の評価（京都府農業会議調査、平成16年1月実施）でも、この制度が、地権者や集落での「農地の遊休・荒廃化を防ごうという意識を高めるきっかけとなった」（調査農業委員会の9割）としている。

また、厳しい事態の中で、新たに遊休農地を解消する取組（同5割）や農作業受託組織の立ち上げ（同5割）があったとしている。

従って、中山間地の農地保全と地域の維持のためにも、また、京都府域の調和ある発展や、環境保全などの公益的機能を維持・発展させるためにも、次の事項を国に働きかけられるよう請願する。

- 1 中山間地域で、農業生産活動を行う農業者への直接支払を通じて耕作放棄地の発生防止と農地等の多面的機能の維持を図ろうとする本制度を、平成17年度以降も継続すること。
- 2 継続に当たっては、現行の対象農地と一体的に保全が必要な農地にもかかわらず、指定基準では交付対象にならない農地についても交付対象とするなど、制度の充実を図ること。